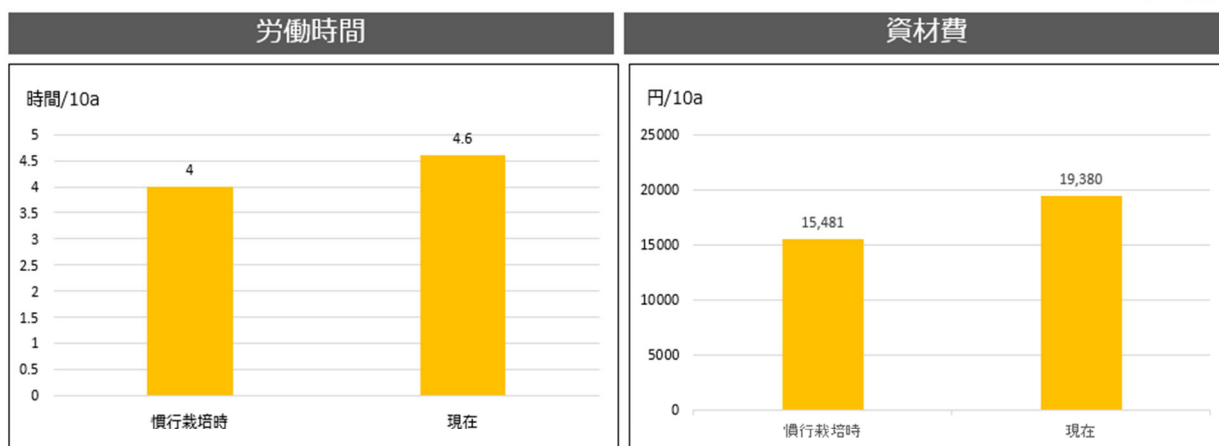


イ カバークロップ

カバークロップの取組を行う農業者の労働時間・資材費の状況を慣行栽培時とカバークロップ取組（現在）で比べると、労働時間は約 1.2 倍、資材費は約 1.3 倍増加している。

図4－14 経費に関する集計結果(カバークロップ)

N=398



※取組に直接関係のないその他資材費は除き、種子代は別途、メーカーに聞き取りを行った実勢価格に代えている。

○経費の状況

慣行栽培時 21,625円＝労働費6,144円(4.0×1,536円)＋資材費 15,481円

取組時 26,446円＝労働費7,066円(4.6×1,536円)＋資材費 19,380円

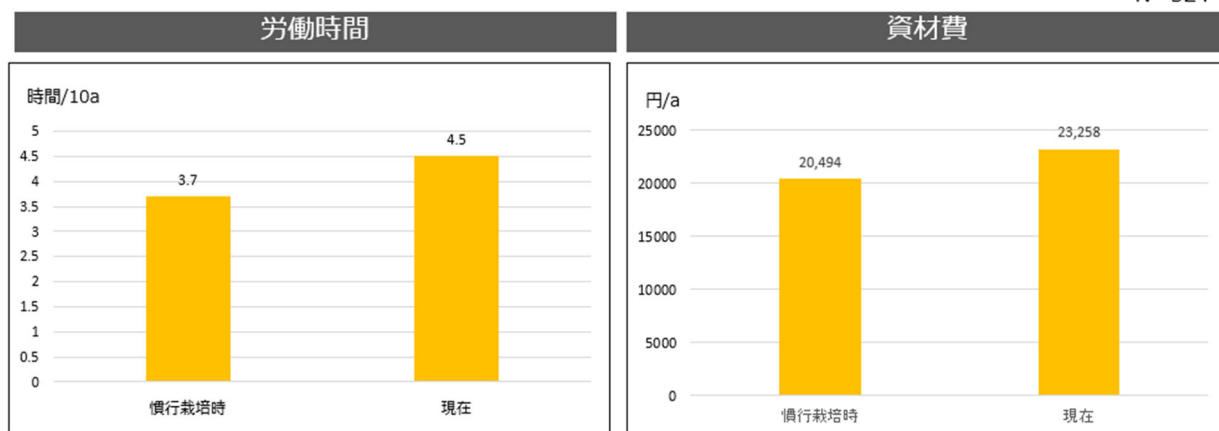
令和2年度生産費統計より
10a当たり時間労働費を算出

ウ 堆肥の施用

堆肥の施用の取組を行う農業者の労働時間・資材費の状況を慣行栽培時と堆肥の施用の取組（現在）で比べると、労働時間は約 1.2 倍、資材費は約 1.1 倍となっている。

図4－15 経費に関する集計結果(堆肥の施用)

N=324



※取組に直接関係のない資材費は除いている。

○経費の状況

慣行栽培時 26,177円＝労働費5,683円(3.7×1,536円)＋資材費 20,494円

取組時 30,170円＝労働費6,912円(4.5×1,536円)＋資材費 23,258円

令和2年度生産費統計より
10a当たり時間労働費を算出

(2) 収入に関する集計結果

ア 全体集計

単収・販売価格・収入（単収×販売価格）について、取組別に取り組を行っている現在と慣行栽培時を比較した結果、有機農業の取組では、単収は慣行栽培時に比べて約 9 割となる一方、販売価格は約 1.6 倍となり、収入は約 1.4 倍となっている。

表4—1 収入に関する集計結果(全体集計)

	単収（現在÷慣行栽培時）		販売価格（現在÷慣行栽培時）		収入（単収価格×販売価格）
	平均値	算定N数	平均値	算定N数	平均値
有機農業	86%	319	162%	313	1.39
カバークロップ	96%	285	95%	280	0.91
堆肥の施用	97%	214	98%	206	0.95

※ 1 算定N数はトリム前の値（平均値計算にはここから上下一定数を除いたサンプルを使用）

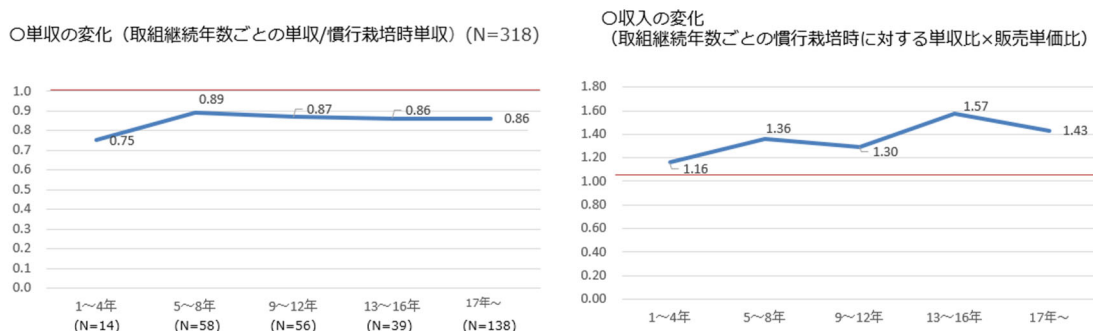
※ 2 その他の取組はサンプル数が少ないため集計していない。

イ 有機農業

有機農業の取組について、単収と収入の取組継続年数別変化を見ると、取組 1～4 年目の単収は、慣行栽培時と比べて 75%と低いですが、5 年目以降は約 9 割となっている。

また、取組年数による収入は、取組 1～4 年目では慣行栽培時に比べて販売価格は上昇するものの単収が低いことから約 1.2 倍となり、取組 5 年目以降では慣行栽培時に比べて販売価格が上昇するとともに、単収も 1 割程度の減少にとどまることから約 1.4 倍となっている。

図 4—16 収入に関する集計結果(有機農業)

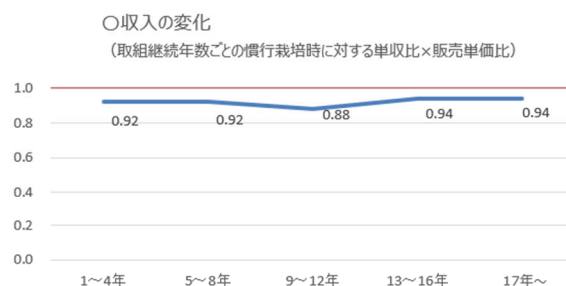
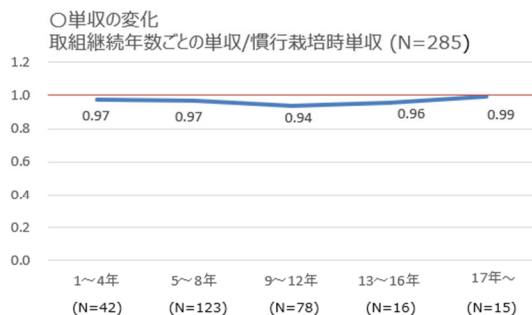


ウ カバークロップ及び堆肥の施用

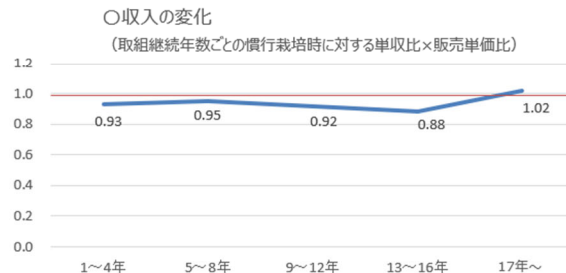
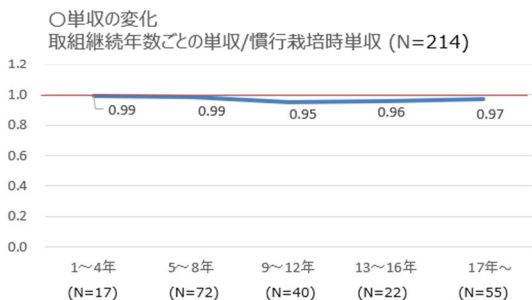
カバークロップおよび堆肥の施用の取組について、単収と収入の取組継続年数別変化を見ると、単収、収入ともに取組継続年数に応じて大きな変化はみられなかった。

図4-17 収入に関する集計結果(カバークロップ・堆肥の施用)

【カバークロップ】



【堆肥の施用】



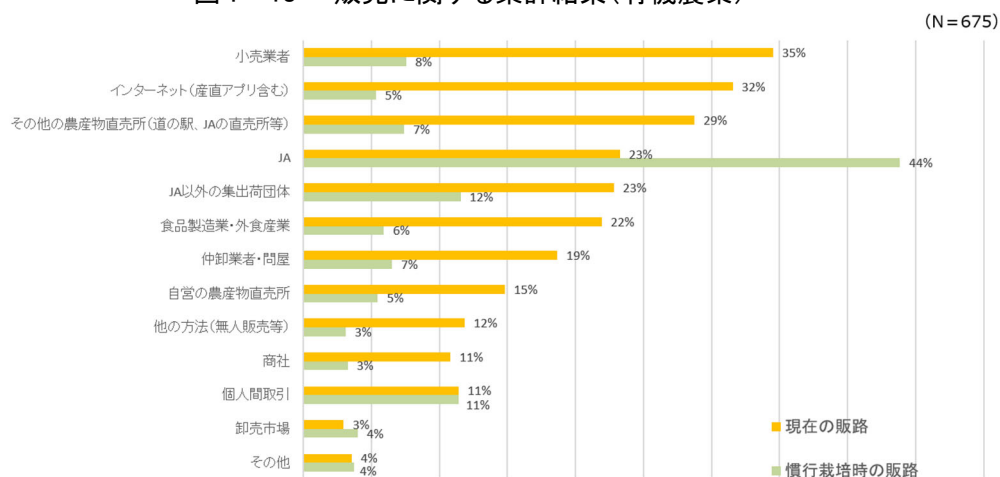
(3) 販売に関する集計結果

ア 有機農業の販路

有機農業の取組を行う農業者の現在と慣行栽培時の販路を見ると、現在の販路としては、「小売業者」が約4割と最多で、次いでインターネットや農産物直売所等を利用した直接販売が多くなっている。

また、慣行栽培時では4割強と最も多かった「JA」は、現在の販路では約半分となっている。

図4-18 販売に関する集計結果(有機農業)

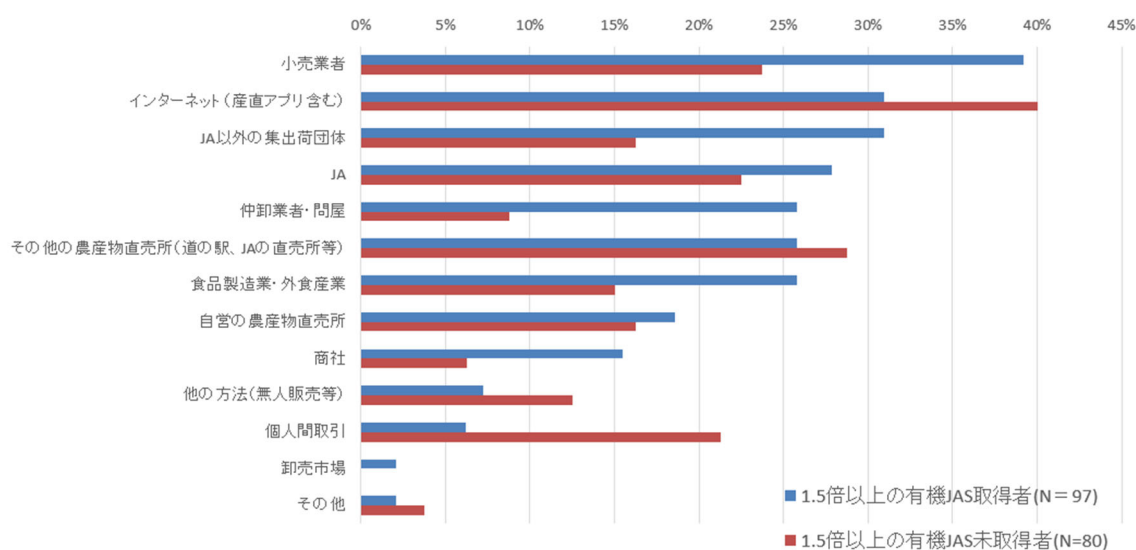


イ 有機農業の認証別販路

有機農業の取組を行う農業者のうち、慣行栽培時と比較して販売価格が1.5倍以上と回答した者について、有機JAS取得・未取得に分類し販売先を見ると、有機JAS取得者では、未取得者に比べて、小売業者や卸などの流通事業者へ販売し、慣行栽培時に比べて収入を向上させている。

一方、有機JAS未取得者では、インターネット経由、農産物直売所、個人間取引など消費者への直接販売により慣行栽培時に比べて収入を向上させている。

図4-19 販売に関する集計結果(有機JASの有無)

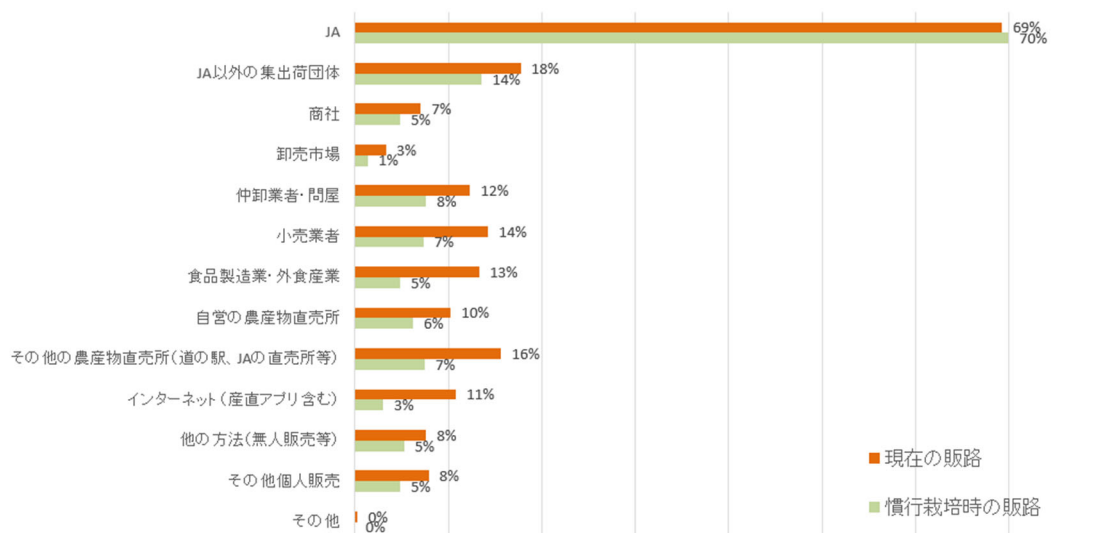


ウ カバークロップ・堆肥の施用の販路

カバークロップ及び堆肥の施用の取組を行う農業者の現在と慣行栽培時の販路を見ると、慣行栽培時と現在の販路ともにJAが最多で、全体の販路の構成にも違いがなかった。

図4-20 販売に関する集計結果(カバークロップ・堆肥の施用)

N=722 (カバークロップ 398、堆肥の施用 324)

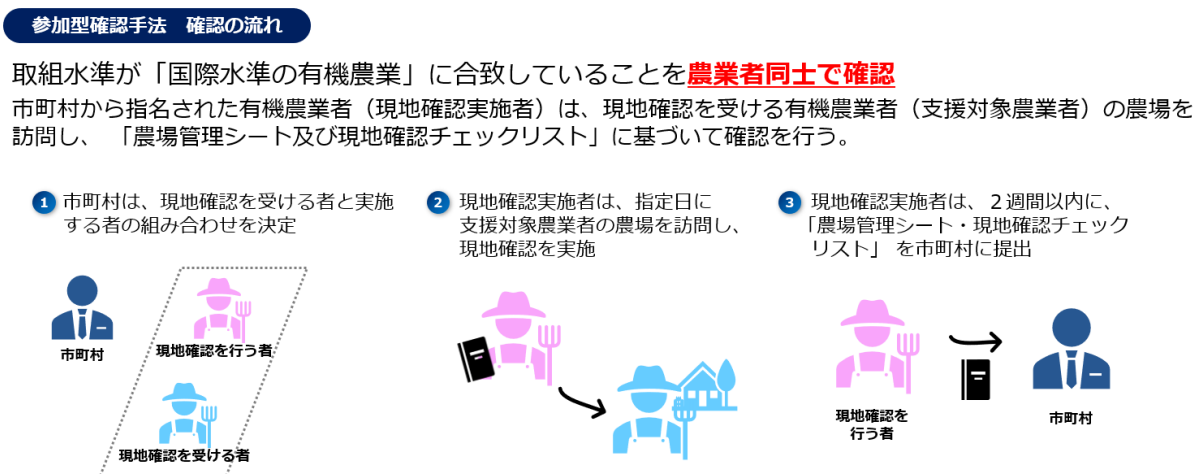


3. 「国際水準の有機農業」参加型確認手法の効果（A）

（1）参加型確認手法の概要

本交付金の有機農業の取組については、第2期（令和2年度～）から取組水準を国際水準に引き上げたため、緩衝帯の設置状況などを確認する必要がある事となった。現地確認が原則必須となったが、市町村の事務負担の増加が課題となり、その負担軽減のため参加型確認手法を導入した。

図4-21 参加型確認手法確認の流れ



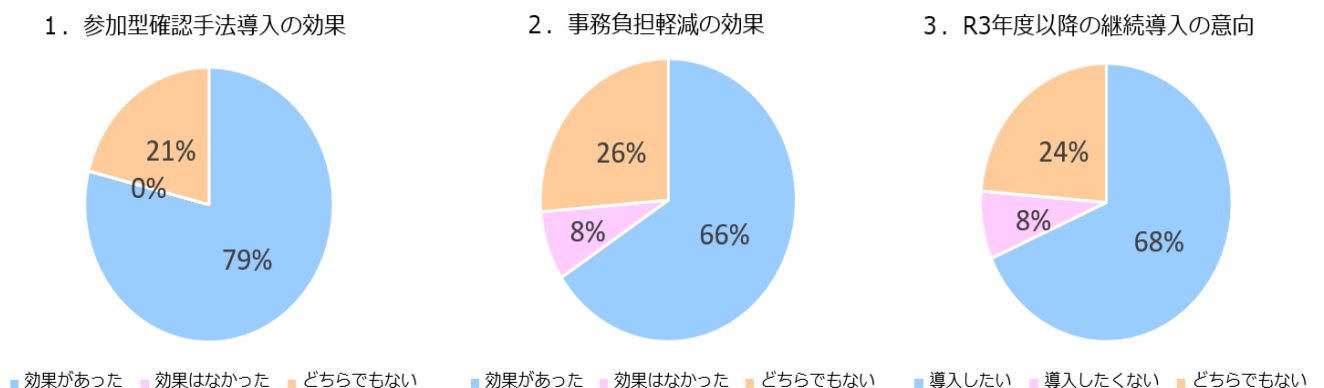
（2）参加型確認手法の効果

令和2年度に試行的に導入した38市町村と農業者に対して、効果を調査するためのアンケートを実施し以下の結果を得た。

<市町村向け調査の結果>

8割の市町村が導入の効果があったと回答。6割強の市町村が、導入により事務負担軽減に効果があると回答しており、今後も継続して導入したいと回答している。

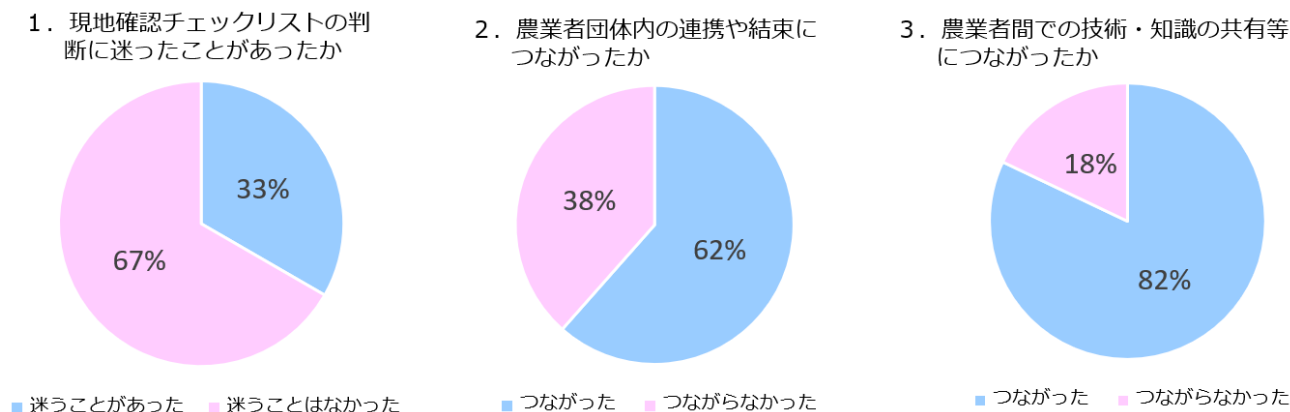
図4-22 参加型確認手法について(市町村)



<農業者向け調査の結果>

8割の農業者が技術・知識の共有につながると回答があった。

図4-23 参加型確認手法について(農業者)



4. 電子申請システムの導入

農林水産省では、申請者等の利便性向上を目指し、所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる電子申請システム「農林水産省共通申請サービス」(通称「eMAFF (イーマフ)」)を構築した。

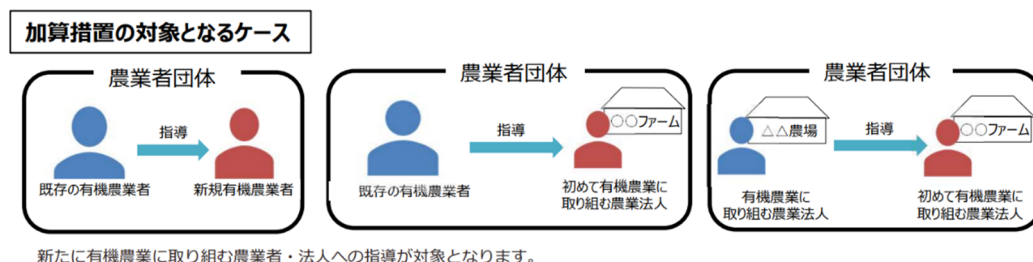
本交付金についても、申請者等の利便性の向上や負担軽減などを図るため、令和4年度より「農林水産省共通申請サービス」による電子申請の受付を開始した。

開始にあたっては、システムのテスト環境にて8道県、9市町村、9農業者団体の計26組織の協力のもと試行運用を実施し(令和3年12月～令和4年1月)、試行運用での改善意見を基に申請画面等を改修した上で本格運用を開始した。

5. 取組拡大加算の導入

(1) 取組拡大加算の概要

本交付金の有機農業の取組については、新たに有機農業の取組を開始する同一団体内の農業者に対して、指導・助言・相談対応の活動を、令和4年度より取組拡大加算として支援している。



（２）取組拡大加算の効果

令和４年度に取組拡大加算を実施した２４市町村担当者に聞き取りを行った結果、多くの市町村で有機農業の取組拡大に寄与しており、新たに有機農業に取り組む者にも推奨したいという回答があった。一方で、「単年の支援では不十分」「指導者とのマッチングが課題」といった意見もみられた。

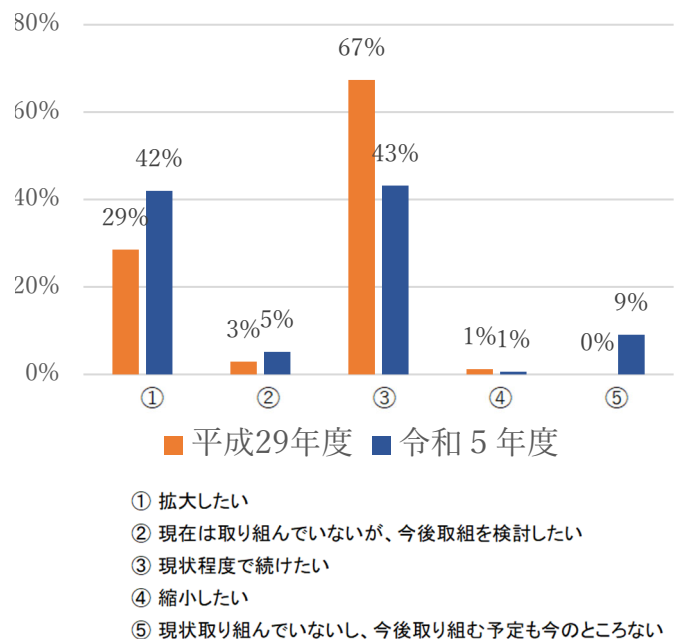
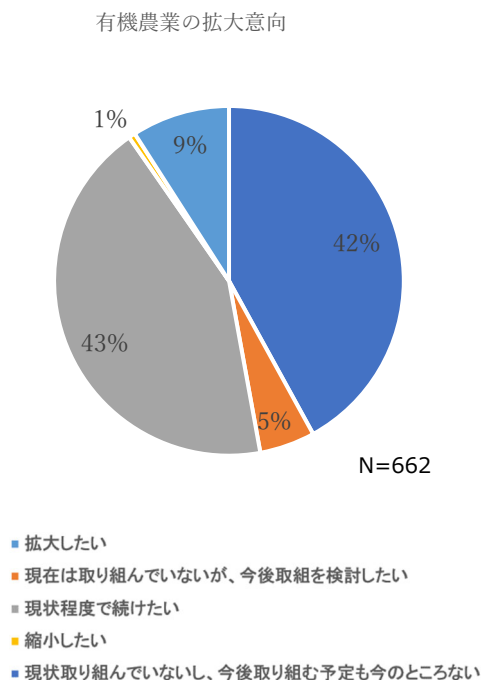
６．実施市町村状況(E)

＜実施市町村状況調査＞

- 実施市町村における有機農業の拡大意向は４２％であった。
- 農業者からの希望があれば交付金の予算を増やす事が可能と回答した市町村は、７７％と大半を占めた。

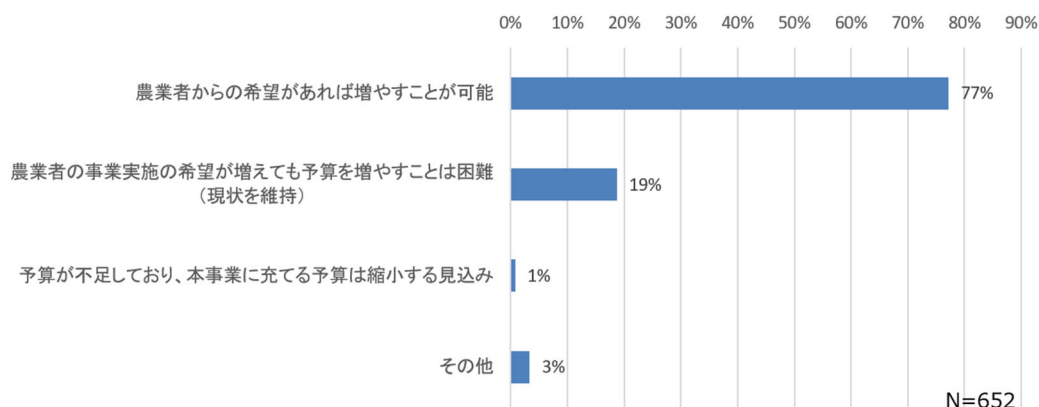
（１）実施市町村の取組拡大意向

今後５年程度の状況において、有機農業を「拡大したい」と回答した市町村は４２％で、平成２９年度に行った同様の調査と比較しても意向が拡大している事が分かった。



（２）実施市町村の予算状況

農業者からの希望があれば交付金の予算を増やす事が可能と回答した市町村は、77%と大半を占めた。

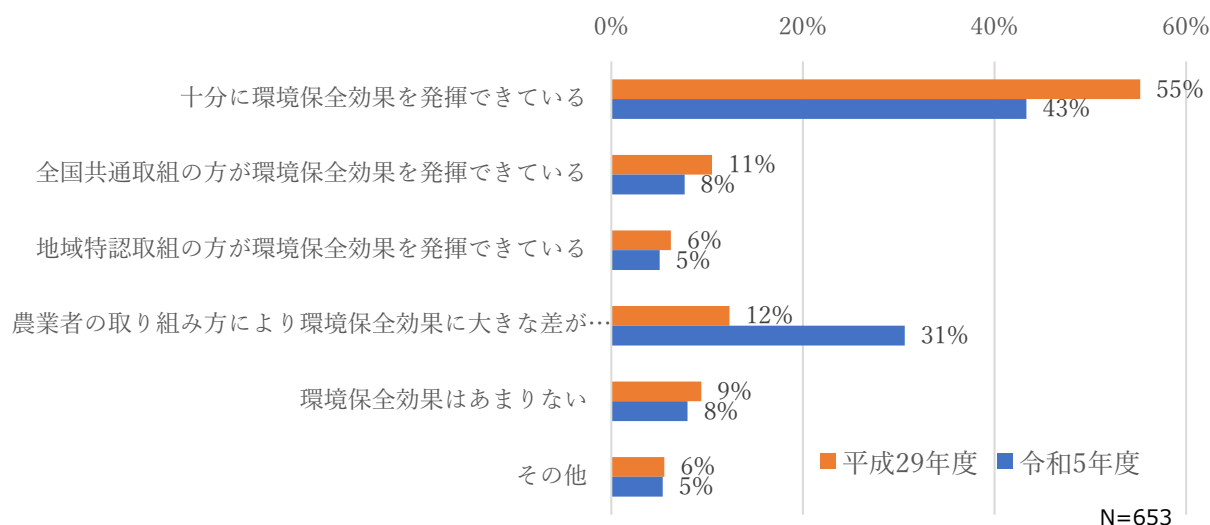


（３）支援対象活動に関するご意見

- ・取組による労力や単収減の影響を考慮し、段階的に取り組める仕組みがあると推進しやすいといった意見があった。
- ・交付単価や支援要件の負担に関する意見が多かった一方、環境保全効果の周知が必要といった意見も見られた。

（４）支援対象活動の環境保全効果に関するご意見

十分に環境保全効果を発揮できていると回答した割合が 43%と最も多かった。一方、「農業者の取組方によって効果に差がある」と回答した理由を再調査したところ、「環境意識の高い取組者と、そうではない取組者で効果に差が出るを感じる」「地域でまとまって取り組む地区と一部が取組む地区では効果が異なると思う」「選択する取組や規模によって効果が異なる」といった意見があった。



V 環境保全型農業直接支払交付金の制度概要

1. 総合評価

(1) 施策の点検

本交付金の実施状況としては、令和5年度の暫定値で実施市町村数は877市町村、実施件数は3,245件、実施面積は86,545haとなり、令和2年度から実施件数は90件増加し、実施市町村で36市町村、実施面積は5,756haそれぞれ増加している。

また、令和4年度に実施した農業者意識調査において、本交付金取組農業者では「交付金を受け取ることで安定的に継続できている」との回答が約72%を占める結果となり、環境保全型農業を支える施策として効果があったと評価できる。

一方、実施面積は増加しているものの、高齢化や人手不足から取組をやめる農業者も一定程度おり、取組農業者数は減少している状況であり、3年後の取組意向として「営農自体の継続が困難」や「慣行農業に転換したい」と回答した農業者の約69%が理由として「高齢化のため」を挙げている。

また、農業者意識調査では、本交付金取組農業者において「取組の維持・拡大に向けた解決する課題」として、回答者数の約半数（49%）が「交付金の要件、事務手続きの見直し」との回答もあり、今後の事業の持続的な運用に向けての問題点が明らかとなった。

(2) 効果の評価

ア 地球温暖化防止効果

令和4年度に実施した「地球温暖化防止調査」により、本交付金の取組による温室効果ガス削減量（CO₂換算）は、令和5年度の取組実施面積から「堆肥の施用」が54,014tCO₂/年と最も多く、次いで「カバークロップ」が33,679tCO₂/年となり、全体としては16万tCO₂/年を超える温室効果ガスが削減されたことが明らかとなり、地球温暖化防止に効果があったと評価できる。

イ 生物多様性保全効果

令和3年度に実施した「生物多様性保全効果測定調査」により、取組による生物多様性保全効果が確認されるとともに、さらなる効果として、環境保全型農業を面的にまとまりをもって取り組んでいるほ場では、指標生物スコアがおおむね1ポイント程度高く、当該地域周囲の慣行ほ場の生物多様性も向上していることが明らかとなり、生物多様性保全に効果があったと評価できる。

(3) まとめ

本交付金については、「施策の点検」により、農業現場での安定した環境保全型農業の活動を支えるために必要な事業として評価できる。

一方、第2期において、市町村職員の事務負担の軽減に向けた手続きの見直しに取り組んではいるものの、基幹的農業従事者が高齢化する中、労働力不足が深刻化し、環境保全型農業の取組継続が困難となるほか、事務手続きの負担が課題となっている。

また、「効果の評価」では、地球温暖化防止や生物多様性保全等と共に副次的効果も明らかとなり、このような効果が農業現場で発揮されることにより、国内外の環境負荷軽減に向けた取組に貢献する事業としても評価できる。

特に、生物多様性保全に関しては、環境保全型農業を面的なまとまりをもって取り組むことにより、より高い効果が発揮され、周囲の慣行ほ場の生物多様性も向上させていることが明らかとなった。また、複数の農業者を構成員とした任意組織による取組を基本とし、面的なまとまりを持って取り組む本事業については、地域全体の生物多様性保全に寄与する事業としても評価できる。

2. 最終評価・第3期対策に向けて検討すべき課題等

最終評価・第3期対策に向けては、1の「施策の点検」で明らかになった問題点に加えて、これまでの第3者委員会での議論等を踏まえて、以下の4点について検討を進める。

(1) 交付金の効果的な運用に向けた見直し

基幹的農業従事者が高齢化しており、農業現場においても労働力不足が深刻化し、環境保全型農業の維持・拡大が困難になる可能性があることから、今後とも環境保全型農業に新たに取り組む農業者の確保などについて、他の事業との連携も含め、検討を行う必要がある。

一方、みどりの食料システム戦略においては、2050年までに耕地面積に占める有機農業の割合を25%（100万ha）に拡大するなどの目標を掲げ、環境保全型農業の拡大を進める中、有機農業については、取組の拡大を進める中で、交付金制度の持続的かつ効果的な運用を考慮しつつ、移行期（一定期間）の取組を重点的に支援するなどの検討を行う。

併せて、地域ぐるみの活動と併せて取り組むことで面的拡大や効果的な推進が期待できる取組について、多面的機能交付金で支援するなどの検討を行う。

(2) 申請者の負担軽減に向けた対応

本交付金の交付を受けて農業に取り組んでいる農業者及び本交付金の交付申請受付業務を行っている市町村より、「取組の維持・拡大に向けた解決する課題」として、「事務手続きの見直し」と回答があった。

そのため、申請手続等の事務負担の軽減に向けた見直しとして、令和4年度より、本交付金を申請しようとする者が市町村役場に足を運ぶことなくインターネットを利用して事業計画等の申請ができるよう共通申請システム「eMAFF」を導入したところである。

また、申請様式について、記入する項目等の簡略化を図るとともに、自治体におけるデータ整理等に活用できるよう見直しを検討する。

さらに、取組実態の確認における現地確認が自治体及び農業者の負担となっていることから、その確認手法や確認件数について自治体等の意見も踏まえながら、見直しを検討する。

（３）トレードオフ解消に向けた対応

これまでの第三者委員会において、水田の長期中干しについてはメタンガス発生を削減し温暖化防止効果は認められるものの、相反してトンボの羽化に影響をもたらす生物多様性保全効果を低減させるのではないかなど、一部の取組については「地球温暖化防止」と「生物多様性保全」の間にトレードオフが存在する可能性が指摘されている。

各取組について、「地球温暖化防止」及び「生物多様性保全」はもとより、その他の環境保全効果や環境への影響を含めて整理し、併せて、トレードオフの解消技術の要件化など、低減又は解消に向けた対応の検討を行った。

具体的には、持続的な営農には土づくりのため有機物の投入が必要であるが、水田からのメタン排出量が不必要に増えないよう、堆肥の最低投入量の見直しを検討する。また、水田での堆肥、緑肥の取組の際に、メタン削減対策（長期中干し、秋耕等）をセットで実施することを検討する。

（４）全国共通取組の見直しと地域特認取組から全国共通取組への移行

第2期の実施状況から、地域特認取組のうち、例えば「炭の投入」の取組のように、高い環境保全効果を有し、要件設定について全国共通的に取り組むことができ、全国的に拡大が見込める取組については、本交付金の一層の推進を図る観点から「全国共通取組」への移行を検討する必要がある。

「総合防除」については、生物多様性保全の取組であり定量的な効果の評価が難しいものの、1期、2期での評価結果や生物多様性保全に影響する農薬使用量削減に寄与する取組であることを踏まえ、全国共通取組への移行を検討する。移行にあたり、地域特認取組での水稻の総合防除の取組にはメタン削減対策を組み合わせた取組もあることからセットで実施することを検討する。

この検討とあわせて、実績のない取組については、廃止を含めて検討する。

なお、「化学肥料・農薬不使用栽培」は、化学肥料・化学合成農薬低減に資する取組として措置し、有機農業と差別化をした上で支援対象とすることを検討する。

（５）令和９年度を目標とした更なる制度の見直し

令和９年度を目途に、みどり認定（みどりの食料システム法の環境負荷低減事業活動実施計画の認定）を要件として、先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に交付金を交付する仕組みに移行することを検討する。